

知的財産戦略専門調査会の設置等について

平成 14 年 1 月 30 日
総合科学技術会議

1. 総合科学技術会議令第 2 条第 1 項に基づき、総合科学技術会議に知的財産戦略専門調査会を設置する。
知的財産戦略専門調査会は、我が国全体として、研究開発投資の拡充に対応した成果の創出と確保を図り、国際競争力の強化に結びつけるため、知的財産の保護と活用に関する総合的な戦略について調査・検討を行う。
2. 総合科学技術会議令第 1 条第 1 項に基づき、総合科学技術会議に、知的財産に関して調査・検討を行う専門委員を置くことにつき内閣総理大臣に意見具申する。

知的財産に関する検討課題について

我が国全体として、研究開発投資の拡充に対応した成果の創出と確保を図り、国際競争力の強化に結びつけていくため、知的財産の保護と活用に関する総合的な戦略を策定。

このため、科学技術の観点から、以下のような課題について調査・検討。

【検討課題（例）】

1. 国の研究開発投資に対応した知的財産の創出と確保

- (1) 我が国の知的財産の確保を目指した研究開発の在り方
(ハイ・ドール条項など研究開発制度上の知的財産の取扱い等)
- (2) 知的財産を重視した大学等の研究開発システム改革
(知的財産の機関帰属、適正な管理、権利化の促進等)

2. 先端技術分野における知的財産の保護と活用

- (1) 先端技術に関する知的財産の戦略的な保護
(国際比較も踏まえた特に保護すべき分野・領域の明確化等)
- (2) ライフサイエンス・IT等分野別の課題への対応
(ライフサイエンス: 遺伝子、タンパク質や新たな医療技術・医薬品の特許等、
IT: IT を活用した新技術の保護、ネットワーク上の知的財産の保護と流通等)

3. 知的財産の創出・確保・活用のための基盤整備

- (1) 知的財産保護の拡充・強化
(職務発明制度の在り方、営業秘密の保護強化等)
- (2) 知的財産に関わる人材養成
(専門人材の育成、知的財産教育の充実等)
- (3) 知的財産に関する国際戦略
(制度の国際的調和、海外での権利取得促進等)

知的財産戦略専門調査会名簿

会長	井村 裕夫	総合科学技術会議議員
	桑原 洋	同
	吉川 弘之	同
	吉野 浩行	同

(専門委員)

相澤 英孝	早稲田大学教授
秋草 直之	富士通株式会社代表取締役社長
荒井 寿光	日本貿易保険理事長
新井 賢一	東京大学医科学研究所所長
浮川 和宣	株式会社ジャストシステム代表取締役社長
江頭 邦雄	味の素株式会社取締役社長
江崎 正啓	トヨタ自動車株式会社知的財産部長
齊藤 博	専修大学教授
竹田 稔	弁護士
田中 信義	キャノン株式会社常務取締役
中島 淳	弁理士
野間口 有	三菱電機株式会社専務取締役
廣瀬 全孝	産業技術総合研究所次世代半導体研究センター長
藤野 政彦	武田薬品工業株式会社取締役会長
松重 和美	京都大学教授
山本 貴史	株式会社先端科学技術イノベーションセンター 代表取締役社長

総合科学技術会議知的財産戦略専門委員会中間まとめ
(平成14年6月19日決定)(抜粋)

2. 情報通信

(3) インターネット上の国境を越えた知的財産侵害問題

国境を超えた権利侵害に関する国際ルール(国際私法)については、ハーグ国際私法会議で条約交渉が開始されたものの、交渉は難航しているところである。この問題は国際的な電子商取引の拡大のためには重要な問題であり、我が国としても関心をもって対応していくこととし、インターネット関連の知的財産固有の問題(侵害の定義、侵害地の定義など)についても、産学官の協調のもとに検討を深める。

4. 知的財産制度の国際的側面

デジタル化・ネットワーク化に対応した著作権保護のため、現在W I P Oで検討中の新条約の議論に積極的に参画し、インターネット上での著作物等の無断複製や送信行為を防ぐための権利や技術的保護手段に係る義務等を明らかにする必要がある。

アジア諸国等における我が国特許・商標・著作権等の保護のために、W I P Oの関連条約への加入・実施、並びに知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(T R I P S協定)の実施を働きかけるとともに、模倣品・海賊版対策の推進に取り組むべきである。